

年休裁判控訴審結審！ 判決期日決定！

2月29日、年休裁判控訴審第2回弁論が大阪高裁73号法廷で開催されました。

第2回弁論開催に向けて控訴人（原告）は労働法研究者である毛塚勝利元中央大学法学部教授の「事前調整型年休制度における使用者の時季変更権行使の適法性のあり方」と題する意見書と被控訴人（会社）が提出した答弁書に対して毛塚元教授の意見書を反映させた反論の準備書面を提出してきました。また控訴人（原告）は「又は休」（特・特行路）が月に2回ある場合の年休と休日（休日勤務指定）の組み合わせが、当該期間で144件指定されていることを準備書面で明らかにしました。原告はその取扱いが認められず年休を申込んだ「又は休」の行路を勝手に特休とされたことによって年休失効に直結したことについてです。

それに対して会社は「(年度末の)年休失効間近である場合における格別の配慮について」として論点をずらしたものの、原告の主張に対して何ら反論を行いませんでした。

弁論では双方から提出された書証を確認して弁論を終結し結審となり、判決言い渡しの期日は下記のとおり決定しました。

判決

5月16日 13時10分

大阪高裁73号法廷